

新潟高教組

地公労確定交渉速報③

2020年11月16日 全組合員配布

地公労第3回確定交渉実施

臨時削減「県財政が厳しく見直すことが困難」

休暇制度で前進回答

※家族看護休暇について範囲、日数等改善

※不妊治療休暇制度の早期制度化に努力

※臨時職員休暇制度前進（私傷病有給化等）

交渉後地公労幹事会で確定交渉妥結を判断

地公労は11月16日に笠烏総務管理部長と交渉を行い、11月10日の第2回交渉で検討するとしていた課題について予定時間を延長して県当局を追及した。

- ★一時金引き下げについては「勧告は制度の趣旨から尊重すべきであり実施」、臨時削減の圧縮については「県財政は引き続き厳しい状況であることから見直すことは困難であり、引き続き協力をお願いしたい」との回答から前進しなかった。
- ★家族看護休暇について第2回交渉で「以前から強い要望をいただいておりますか部長と相談する」としていた。最終交渉で授業参観や学級閉鎖等も対象とすること、家族一人当たり7日を8日に、2人以上は10日から12日へ拡大すること、子については小学校卒業から中学校卒業までに拡大することを回答した。
- ★職員の不妊治療休暇については、人事委員会に国での取り組み状況や職員のニーズを踏まえ、休暇制度を早期に制度化するよう努力する。
- ★臨時的任用職員について、現在は無給の私傷病休暇及び公務疾病休暇を有給化する。他にも産前産後休暇、ドナー休暇、生理休暇等を有給化する。また療後休暇、ボランティア休暇、妻の出産等有給で介護休暇、介護時間を無給で新設する。
- ★臨時的任用職員の「月額上限」撤廃については任命権者との交渉へ。

現在の情勢を踏まえると来年度の人勧は月例給、一時金ともに大きく引き下げの改定となることが見込まれることから、吉田議長は臨時的削減の圧縮も含めた最大限の努力を求めた。笠烏総務管理部長は「来年度の人勧の内容や、本県の財政状況を踏まえての判断となるが、確認書にあるとおり職員の生活への影響を十分に考慮し、最大限努力する」と回答した。

地公労は交渉後幹事会を開催し、賃金面での前進がなく不満だが休暇制度が前進、次年度の臨時削減圧縮も春闘期から追求していくことを意思統一して確定交渉を妥結することとした。

交渉経過と課題について地公労ニュースを作成し、11月24日から開催される地区地公労集会で報告していく。